

C8-S2

2021/01/郵送受

令和3年(甲)第61号

決 定

申立人 今 井 豊

上記の者からの付審判請求棄却決定に対する抗告申立事件について、令和3年9月22日東京高等裁判所第5刑事部がした抗告棄却決定に対し、同月28日申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

1 本件異議の申立ての趣意は、要するに、申立人による付審判請求棄却決定に対する抗告を棄却した原決定は誤っているから、原決定を取り消して、相当の裁判を求める、というのである。

2 一件記録によれば、申立人がした上村正（検察官）を被疑者とする付審判請求事件について、前橋地方裁判所が、令和3年7月20日、その請求には理由がないとして請求棄却決定をしたこと、これに対して申立人が抗告を申し立て、東京高等裁判所第5刑事部が、同年9月22日、その請求棄却決定に誤りはないとして抗告棄却決定（原決定）をしたこと、これに対して申立人が、刑訴法428条2項に基づいて本件異議の申立てをしたことが認められるところ、原決定は、高等裁判所が抗告審としてした決定であるから、同項に基づく異議の申立てをすることが許されないことは明らかである。

したがって、本件異議の申立ては不適法なものである。

3 よって、刑訴法428条3項、426条1項により本件異議の申立てを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年9月29日

東京高等裁判所第6刑事部

裁判長裁判官 石 井 俊 和



裁判官 杉 山 正 明



裁判官 西 野 牧



5

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 宮原麻衣子

